

# 学校と教育はどう変わるのか

## 「新学習指導要領」の全体像が示すねらいと問題点

歴史教育者協議会 石山久男

12月21日、次期学習指導要領についての中教審答申が文科大臣に提出された。それに基づき、まもなく次期学習指導要領案が発表され、パブリックコメントをへて3月までには告示される予定となっている。結論を先に言えば、いままでの学習指導要領改訂とは根本的に異なる性質の改訂であり、かつそこには安倍政権の政策推進に教育を徹底的に利用するねらいが露骨に示されている。

答申は「第一部 学習指導要領改訂の基本的な方向性」の4章までで、子どもたちの現状と2030年の未来社会像を論じた上で、それに適応するための教育課程づくりの課題をあげ、結論として「社会に開かれた教育課程」を実現するための学習指導要領改訂の基本的方向性を述べている。5章から10章までで学習指導要領改訂の具体

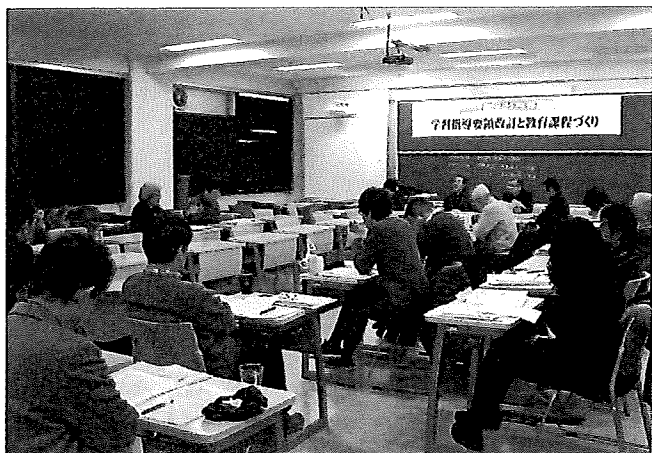
的課題を、「育成をめざす資質・能力」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「子供の発達支援」「学習評価の充実」「学習指導要領の理念実現のための条件整備」に分けて述べている。第2部は各学校段階・各教科の改訂の方向となっているが、ここでは主に第一部を中心に問題点を検討する。

### 「社会に開かれた教育課程」の意味

第1に、答申がいう「社会に開かれた教育課程」とは何を意味するのか。その前提となるのは答申2章が描く2030年の未来社会像である。いわく、情報化やグローバル化の予測を超える進展、人工知能の進化が人間の職業を奪う、子どもたちの65%は今存在していない職業に就く、等々。「予

測できない未来」への不安をこう強調した上で、だから一人ひとりが社会の変化に「主体的に」向き合い、みずからの可能性を最大限に発揮して「新たな価値」を生み出す、つまり企業にとつて予測困難な未来においても、自らの能力を発揮して利益を生み出す「資質・能力」をもった人間を育てることが社会の要請だとし、それをこれからの教育の目的と位置付けたのである。

1947年教育基本法の第1条冒頭では「教育は人格の完成をめざし」と規定され、それは2006年改定教育基本法でも削除されていない。つまり教育の目的は戦後一貫して「人格の完成」、いいかえれば個人の成長発達におかれてきた。それを次期学習指導要領では社会（はつきりいえば企業または国家）の要請に応えられる資質・能力をもった人材育成におきかえたのであ



第25回全国教育研究集会第2分科会

る。他方、答申1章は子どもたちの現状と課題を述べ、そのなかで子どもたちの貧困などにもふれているが、それは4章以下の学習指導要領改訂の方針では全く無視され、課題の解決策は示されていない。

## 教育の目的を人材育成に変えてよいのか

このような教育目的の変更には三つの問

題がある。一つ目は、それが戦後世界の共通認識に照らしても時代錯誤であり、許されないということである。1948年に国連総会で採択された世界人権宣言第26条も「教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならぬ」と定めている。同じ趣旨は1966年の国際人権規約（社会権規約）、1989年の子どもの権利条約で繰り返し述べられており、それが今日の世界の教育目的についての共通認識、不動の到達点となっている。

二つ目の問題は、この未来社会像は、すべて間違いではないとしても、きわめて一面的な認識だということである。上記の国際的諸文書は、戦後世界では人権・民主主義・平和が人類共通のゆるぎない価値観となっていることを示している。しかもそれは単なる理想像ではなく、さまざまな形でいま現実世界を動かしつつある。子どもたちに学んでほしいのは、平和と人権に向かうこの大河のような流れとそれにつらなる日本国憲法の価値、そこにある未来への希望ではないだろうか。

三つ目に、答申はこのような世界の現実を無視した結果として、日本国憲法をきわめて軽視している。答申の5章で、主権者

としての資質・能力の具体的内容の第一に「法やきまり」の理解をあげているが、その詳細内容を示した別紙によると、日本国憲法については、小学校社会で「日本国憲法における国民としての権利及び義務」、中学校社会で「人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」をあげているのみで、高校公民では憲法は登場しない。

その一方で、答申決定の最終段階で、突然、領土領海問題を含む「海洋教育」を社会科などの内容に押し込んだ。これはもともと日本財団などが主張し、昨年の「海の日」の安倍首相メッセージでもその推進を述べた経緯があり、政権が好む内容は無理にでも押し込むという露骨さが示された。

## 「資質・能力」の3要素と道徳教育の位置

第2に、以上に述べた教育目的のもとで「育成をめざす資質・能力」の3要素として「①生きて働く『知識・技能』の習得」「②未知の状況にも対応できる『思考力・判断力・表現力等』の育成」「③学びを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力・人間性等』の涵養」をあげているが、①と②をどのような方向性で働かせていくかを

決定付ける重要な要素が③だと位置付け、道徳性の涵養を最上位の目標としている。

しかし道徳性とは、自らの生き方として自分と他者の関係、さらに広くは社会・世界との関係をどうつくるかという問題であり、そこには社会的正義の実現をめざす生き方をどうつくるかという問題も含んでいる。だとすれば、社会と世界の現実と歴史に対する科学的認識をもつことが不可欠である。前述のようにきわめて一面的な社会認識の上に立つ道徳教育では、すでに「道徳」学習指導要領が「集団や社会との関わりに関すること」の筆頭に「規則の尊重」や「遵法精神」を置いていることからわかるように、既存の秩序に従順に従うことが道徳性として教えられ、それが「資質・能力」の最上位とされることになる。まさに政権にとって都合のいい教育の実現が露骨にめざされている。

## 次期学習指導要領を徹底させる体制づくり

第3に、次期学習指導要領は学習指導要領の性格までも根本的に変えようとしていることを指摘したい。従来の学習指導要領は、教科で教える内容を中心に構成されて

いた。しかしそれではこれまで述べてきたような学習指導要領改訂の目的を達成できないと考えた文科省・中教審は、冒頭に示した章立てにも示されているように、授業方法（「アクティブ・ラーニング」等）、学習評価、学習指導要領の徹底のための学校の体制づくり（「カリキュラム・マネジメント」）まで含めて学習指導要領の役割と位置付け、その性格を教育の全過程を統制するものに変えた。さらに学習指導要領を学校内だけにとどめず、地域・家庭にまで広め、地域ぐるみで学習指導要領の徹底を学校にせまる体制づくりも企図している。

この点に関して答申が強調しているのは、教員が自分のかかわる教科・学年の範囲で理解しているだけではだめだということである。教科横断的に、教科・教科外を通して、学年・学校段階を縦につないで、学習指導要領が示す「資質・能力」の育成という点での共通理解をつくりあげ、それにもとづき、すべての教育活動を協力して行わなければならないということである。そしてさらに地域・家庭にも共通理解をひろげなければならないという。

もう一つの重要なポイントは評価の重視である。従来の評価の観点「関心・意欲・態度」は「主体的に学習に取り組む態度」

に改められ、その評価のためにアクティブ・ラーニングとパフォーマンス評価を取り入れるべきとされた。子どもの「態度」を常時さまざまな方法で評価せよということになり、子どもにとって息苦しい状況が生まれるのではないだろうか。

さらに答申はカリキュラム・マネジメントの重要性を強調し、各学校は学校教育目標実現のために学習指導要領に基づき教育課程を編成し、それを実施し評価し改善しなければならぬとされる。いわゆるPDCAサイクルである。そこで子どもの評価だけでなく、教育課程にもとづく学習・指導方法の改善の状況についての教員に対する評価、学習指導要領にもとづく授業改善と組織運営の改善についての学校に対する評価が必須となる。こうして学習指導要領の徹底をはかるうということである。

教育評価とは、本来子どもの成長発達のための課題を発見し、教職員の教育活動の課題を発見するためのものであり、国家の教育政策を徹底させるためのものではないはずである。

以上に述べた通り、次期学習指導要領の問題は非常に深刻かつ多岐にわたる重要な問題をはらんでいる。教育のあり方全体を問い直す批判の運動が必要だと思ふ。